

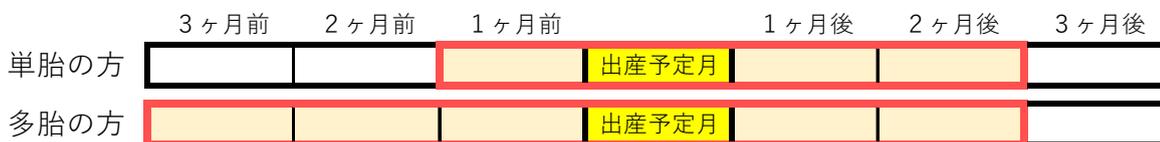
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産（予定）の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

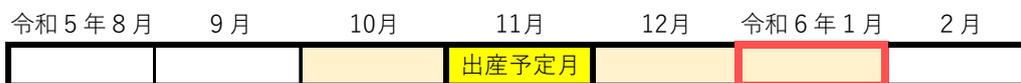


※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象になりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付（返金）されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
※別世帯の方が届出される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。
- ③ 出産（予定）日または妊娠の状態が確認できる書類（母子健康手帳・出生証明書など）

※郵送による届出の場合は、上記①と②③のコピーの添付をお願いします。

届出先・問い合わせ先

香南市役所本庁 1階 2番窓口 税務収納課 市民税係 TEL 0887-57-8504